

## 東京海区漁業調整委員会指示（いか釣漁業の制限）について

- 1 指示事項  
いか釣漁業の制限
- 2 指示を行う背景等  
いか資源保護及び地元漁船との操業上のトラブル防止を図る。
- 3 指示開始年  
昭和51年（第86回東京都島部海区漁業調整委員会で決定）  
平成16年8月 東京海区が承継
- 4 有効期間  
令和4年2月1日から令和5年1月31日まで
- 5 指示の目的  
いか資源の保護、他の島しょ漁業とのトラブル防止
- 6 指示の対象者  
漁業者（漁業種類：いか釣漁業）
- 7 対象魚種  
アオリイカを除く全てのイカ
- 8 主たる内容
  - ・ 承認制の実施（総トン数5トン以上30トン未満の漁船）
  - ・ 操業禁止期間（令和4年9月1日から令和5年1月31日まで）
  - ・ 承認できる船舶数の上限は365隻（都県別の内訳を設定）
  - ・ アンカー等による船舶の固定の禁止
  - ・ 定置漁具から500m以内での操業禁止
  - ・ 集魚灯は7,000ワット以下
  - ・ 操業の際に、承認書の所持と操業旗章の掲揚
  - ・ 操業期間終了後に、操業実績報告書の提出

## 東京漁調指示第13号(案)

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年12月 日 (公報登載日)

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文

### (禁止操業)

- 1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
  - (1) 総トン数30トン以上の船舶を使用する操業
  - (2) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業
  - (3) 敷設されている定置漁具から500メートル以内で行う操業
  - (4) 電球の総設備容量が、7000ワットを超える集魚灯を使用する操業
  - (5) 令和4年9月1日から令和5年1月31日までの操業(大島陸岸から3海里以内の海域における総トン数5トン未満の船舶の操業を除く。)

### (承認操業)

- 2 総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

#### (1) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は365隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	200隻
神奈川県	30隻
千葉県	25隻
静岡県	90隻
その他の県	20隻

#### (2) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(3) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和4年10月31日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(4) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までとする。

注) : \_\_\_\_\_ 今回の変更箇所